

## 'Carting' and Measure for Measure

太田, 一昭  
九州大学大学院言語文化研究院

<https://doi.org/10.15017/1786405>

---

出版情報 : 英語英文学論叢. 65, pp.1-15, 2015-03-20. The English Language and Literature Society  
バージョン :  
権利関係 :



## REED (*Records of Early English Drama*) を読む(1)\*

— “Carting” と *Measure for Measure* —

太田 一 昭

シェイクスピアの次女ジュディスは1616年2月、トマス・クワイニーと結婚した。ジュディスは31歳、花婿のクワイニーは27歳になろうとするところであった。この結婚は幸福な結婚ではなかったようだ。結婚前にクワイニーは別の女性マーガレット・ウィーラーと性関係をもっていて、その女性を妊娠させていた。ウィーラーは、クワイニーとジュディスの結婚の1か月後に、分娩の床で死亡した。子も母と運命を共にした。死児の父親と疑われたクワイニーは、教会の法廷で裁かれた。ウィーニーとの性関係を認めたクワイニーに、牧師は有罪の判決をくださった。クワイニーは罰として、今後3週間毎日曜日、教会で、白いシーツをまもって公開の懺悔をすることになった。しかしこの罰は免除された。クワイニーは、5シリングの罰金を払うだけで、公の辱めを免れたのである。<sup>1</sup>

ウィートリーは産褥死したために、裁判にかけられることも処罰を受けることもなかった。しかし生きていればおそらく裁判にかけられ、有罪が宣告された可能性が高い。この時代、私生児を産むことは、不適切な性関係をもったことの紛れもない証拠であり、処罰の対象となりうる不品行であった。本稿では、このことを『初期英国演劇記録』(REED)に見える資料に即して検証し、併せて、当時の性的不品行の処罰方式を

---

\* 本研究は、科学研究費補助金・基盤研究(C)(平成25年度～27年度、課題番号25370286、『初期英国演劇記録』分析による英国劇団史研究)の助成を受けている。

1 クワイニーの裁判とその結果については、S. Schoenbaum, *William Shakespeare: A Compact Documentary Life* (Oxford: Clarendon Press, 1977), pp. 293-94、あるいは小津次郎他訳、S. シェーンボーム、『シェイクスピアの生涯 — 記録を中心とする』(紀伊国屋書店、1982年)、350-51頁参照。

手がかりにして、シェイクスピアの『尺には尺を』(*Measure for Measure*) (1604)<sup>2</sup>を読み解く一つの視座を提示してみたいと思う。

*REED* は、16～17世紀の英国各地に残る演劇関係一次資料(旅役者・旅芸人に対する公演料支払、公演許可、公演禁止・退去命令記録、等々)を収めた浩瀚な資料集である。2015年2月現在、23の地域の記録が刊行されている。これは英国演劇史研究に大きなインパクトを与えた文献であるが、収載されているのは、演劇・役者あるいは芸人(楽士、曲芸師、熊使いその他)関係の資料だけではない。演劇や旅芸人とは無関係のように見える資料も収められている。本稿で紹介する、性的不品行を初期近代英国の人々がどのように捉えていたかを示す資料もその一例である。

### 1-(1) カンタベリーの‘Carting’

1562-63年のカンタベリー市の記録に次の記載が見える。

Item paid ffor a Cart & one yat Range ye basson beffore a harlott vijij d.<sup>3</sup>

“harlott”とはもちろん「娼婦」の意味である。しかし上掲の記録だけでは、“harlott”がなにを意味するかはよく分からない。文字通り売春を業とする女性を意味しているかもしれないし、「身持ちのわるい女」のことかもしれない。“Cart”と“basson”も事情を知らなければなんのことも分からない。“Cart”はもちろん、荷車あるいは荷馬車である。“basson”は現代語であれば“basin”と綴る。つまり洗面器あるいはそのような器である。現代であれば洗面器はプラスチックが多いだろうが、当時は金属製であった。だとすれば、“range ye basson”は“rang the basin”すなわち洗面器のような金物を鳴り響かせたという意味になる。この金物を“harlott”の前で鳴り響かせたとなれば、“Cart”がなんのための荷車かは見当がつく。つまり“Cart”は、“harlott”を引き回すための荷車である。

2 推定創作初演年は、Alfred Harbage, *Annals of English Drama, 975-1700*, rev. by S Schoenbaum (London: Methuen, 1964) による。

3 James M. Gibson, ed., *Records of Early English Drama: Kent: Diocese of Canterbury*, vol 1 (Toronto: University of Toronto Press, 2002), p. 191.

カンタベリーではおそらく、「娼婦」あるいは「身持ちの悪い女」が、金物を鳴らす先導者の後から車に乗せられて市中を引き回されていたのである。<sup>4</sup> 右端に記された8ペンスは、引き回しの荷車代及び金物を鳴り響かせる仕事をした者に対する労賃の支払い記録ということになるだろう。

性的不品行を働いた女性の引き回しの刑に関する記載は、REEDのケント州の記録に多く現れる。処罰法は、引き回しだけではなく。次の引用は、同じくカンタベリーの1576-77年の記録である。

Item payd to hym that was in the devylles clothes that whypped  
the man & the woman

vj d.<sup>5</sup>

なんらかの罪を犯した男女が鞭打ちの刑に処せられたようである。鞭打つのは、悪魔の服装をした男である。この男に6ペンスが支払われている。鞭打ちの刑に処せられた男女がどのような罪を犯したのかこの記録だけでは分からないが、姦淫の罪を犯しただろうというのは見当がつく。

### 1-(2) ドーヴァーの 'Carting'

上に引用した2つの資料には、いかなる罪を犯したか具体的には記載されていないが、次のドーヴァーの記録(1611年6月26日)には、より具体的に不品行の内容が記されている。

whoredom  
punished Item [one] the same day Agnes Clark late servant to Symon Allen,  
at the signe of the Red lyon, was Carted, for having of late a Bas-  
tard Child<sup>6</sup>

4 Underdownによれば、性的不品行すなわち婚姻外性行為者のcartingは、Devizes他あらゆる地域で行われていた一般的な処罰法であったという。D. E. Underdown, 'The Taming of the Scold: the Enforcement of Patriarchal Authority in Early Modern England', in *Order and Disorder in Early Modern England*, ed. by Anthony Fletcher and John Stevenson (Cambridge: Cambridge University Press, 1985), pp. 116-36 (p. 127) 参照。

5 Gibson, *Kent*, vol. 1, p. 209.

6 Gibson, *Kent*, vol. 2, p. 501.

“signe of the Red lyon” というのはおそらく宿屋の看板である。つまり「赤獅子亭」の主人サイモン・アレンの使用人であったアグネス・クラークが、私生児を産んだために引き回されたのである。この記録からはアグネスの素性は分からないが、「赤獅子亭」はどうやら曖昧宿であったようだ。というのも、「赤獅子亭」の女性が処罰されたという記録は他にも見えるからである。

Carted for Whoredom/ Mary Stone of dovor Spinster, was on this present day Carted about the markt place 3 seuerall tymes, and from thence to the dore of the signe of the Red lyon, in which house she was vnlawfully begotten with Child, and had not long before a Bastard child, who Charged Henry West to be ffather of the same Child/ <sup>7</sup>

この記録（1611年11月30日）によれば、ドーヴァーの未婚女性メアリー・ストーンが3回に分けて市場を、そしてそこから赤獅子亭の入り口のところまで引き回された。メアリーは赤獅子亭で「不法に身ごもり」、ほどなく私生児を産んだ。彼女は、ヘンリー・ウェストが子どもの父親だと証言した。先のアグネスもメアリーも春をひさぐ仕事をしていたのかもしれないが、父親が分かるということは、特定の男性を相手にしていたということだろうか。

アグネスとメアリーは接客あるいは売笑を生業とする女性であったようだが、次の記録に見えるアリス・クラークサンも春を売ることで生計を立てていたのかもしれない。

for Bastardy Allice Clarkson daughter of Margery Clarkson of Rindgwold widow Confesseseth That about 8 yeres past, she was deliuered of a Bastard child at her said mothers house in Rindgwold which was vnlawfully begotten by Richard Ridley then servant to mr Monins of Waldersshare which was named Richard, And within 14 dayes after the Birth And beyng servant to Sir Thomas Palmer at Wingham was there of late begotton with Child by one

7 Gibson, *Kent*, vol. 2, p. 503.

Abraham Thitty, then Butler, And about 3 weekes past, she was deliuered of that Child at her said mothers house in Rindgwold aforesaid, which Child is yet lyving & named Margerye

punished by  
whipping &  
Carting for 2  
seuerall tymes  
offending

The said Allice vppon her said Confession was adiudged by the said maior & Iurattes, to be presently punished by whipping & And to be Carted twice about the markt place, And from there to the end of St Iames streate, & from thear to be deliuered to the [vicedep] Subdeputy of Rindgwold aforesaid /<sup>8</sup>

この記録（1611年12月28日）によれば、アリスは8年前に私生児を母親の家で生んでいる。子どもの父親はリチャード・リドリーという、ウォールダーシェアのモニズ氏の使用人と記録されている。アリスは私生児を出産して2週間もたたないうちに、今度は執事のエイブラハム・シッタイによって身ごもり、3週間前に再び母親の家で女兒を出産した。女兒の名前はマージョリーで、まだ生きて見える。まだ生きていたとは、こういう子どもは死ぬのが多かったということかもしれない。アリスは鞭打ち及び引き回しの刑に処せられた。

次の記録（1612年5月9日）は、セアラ・バドルという未婚女性が私生児を生んだあと、子どもを教区の世話にまかせて出奔すると脅したために市長、参事会員の前につれてこられ、監獄送りの裁定が下されたと伝える。

Sara Buddle,  
a harlott

At which tyme, Sara Buddle of the said Towne Spinster was Brought before the said maior and Iurattes, ffor that she of late having had a Bastard child, hath sithence that tyme Threatened & said she wold Run away and leave the said child to the chardg of the parish/ It is therefore ordered, that she shalbe sent to the house of Correction /<sup>9</sup>

8 Gibson, *Kent*, vol. 2, p. 503.

9 Gibson, *Kent*, vol. 2, p. 504.

次の記録（1615年7月11日）は、状況をさらに詳細に伝える。

mr Iohn winter  
& Capt Turner/

Samuell winter servant to Andrewe Bredgat of the same town & port Inkeeper enformeth that yesternight about Ten of the Clock, he did see mr Iohn winter & Captayne Turner together in his said master his house and with them a woeman who named her self Grissell, and one of them did shutt the dore ffast, And this Informer presently told his said master thereof who presently sent for the Constable of the ward, & with the Aide of Iohn Iacob the yonger & of Iohn Mace Break open the sam dore, But befor the same dor was opened, by the said Constable the said woman was Conveyed into another little Chamber & ther found without any Clothes, saving her Smock & a little Black Saveguard over the lower partes of her body, And further sayeth that in the night befor the said woeman Lodged at the wolsack, but was in his said master house the greater part of the afternon yesterday, drinkinge with Robert hadman & others

deposed  
agaynst her/

Cockerell harwood Constable enformeth, that at his Comynge into the said Chamber, the said woeman was not in Bed but newly Risen and was in another Chamber without Clothes, as aforesaid And she then Confessed that she had ben in Bed with the said gentlemen, And there the said mr winter had knowledge of her body /<sup>10</sup>

宿屋の使用人のサミュエル・ウィンターの証言によれば、ジョン・ウィンターとターナー船長とが夜10時ごろにいっしょに宿屋にやってきた。二人は、グリッセルという名前の女性を同伴していた。一人がドアを固く閉めた。サミュエル・ウィンターはすぐに、そのことを主人に伝えた。主人はすぐに警吏を呼びにやった。二人に手伝ってもらってドアをこじ

10 Gibson, *Kent*, vol. 2, p. 506.

開けた。警吏がドアを開けて入ると、女性はすでに他の小部屋に移されていた。女性が身につけているのは、スモックと下半身を蔽う小さな黒のペチコートだけであった。女性は前の晩はウルサク亭に泊まったが、前日の午後の大半をロバート・ハッドマンたちと酒を飲んで過ごした。警吏の証言によれば、彼が中に入ったときには寝てはいなくて起きたばかりで、裸で別の部屋にいた。女性の供述によれば、彼女はウィンター氏と同衾し、ウンター氏は彼女と交わった。

どうやらグリッセルはプロの売春婦のようなのだが、本人はそれを否定しようとしている。グリッセルの供述によれば、<sup>11</sup> 彼女がドーヴァーにやってきたのは、前の週の土曜であった。グリッセルはここで船に乗って、夫のもとへ行くつもりであった。彼女はウルサクの看板の宿に泊まった。前日の11時頃、カンタベリーの靴職人といっしょにブレッドガット氏の宿に来た。その日はドーヴァーのクックたちと終日いっしょにいたが、夜ひとりで部屋のベッドに寝ていると、二人の男が部屋に入ってきて彼女を自分たちの部屋に連れて行き、着衣を剥ぎとった。グリッセルは二人と同衾した。全く眠っていないが、どれくらい二人といっしょに寝ていたか記憶していない。警吏たちが中に入ってきたときに別の部屋に移動して、そこで見つかった。

男たちについての記録(1615年7月11日)も見える。<sup>12</sup> 二人の男がグリッセルとの密会を企てたとして投獄された。一人は当局者に反抗的であったが、後に低姿勢になって罪を認めたので釈放されたようである。グリッセルと交渉をもったウィンター氏とターナー船長は罪を否認せず、グリッセルと同衾したと認めた。グリッセルと二人の男は、身元引受人が現れるまで禁獄に処せられた。

その後ウィンター氏とターナー船長がどのような処分を受けたのか受けなかったか、あるいは放免されたかの記録はないが、グリッセルは結局身元引受人を見つけることができなかったようである。7月15日の記録によれば、グリッセルは男たちと不埒な性関係をもったことを認め、引き回しの刑に処せられた。

---

11 Gibson, *Kent*, vol. 2, p. 507.

12 Gibson, *Kent*, vol. 2, p. 507.



punishment for  
whoredom/

On which day the said Grissell not beyng able to find suertyes for her Behaviour, But Confessed she had Committed whoredome with the said gentlemen, ys therefore adiudged to be Carted about the markt place, and to the end of the Towne, with a paper on her head, which was on this day performed accordingly/<sup>13</sup>

引き回されるグリッセルの頭には、紙が貼りつけてあった。『スカーレット・レター』のヘスターは胸に A の文字をつけさせられたが、グリッセルが頭部につけた紙にはなんと書いてあったのだろうか。「売春、私通」(whoredom) をあらわす W だったかもしれない。「娼婦」は額に烙印を押されたと指摘されることがあり、それに対してそういう歴史的事実はなかったのだという議論があるが、<sup>14</sup> このドーヴァーの記録からすれば、烙印ほど過酷ではないものの、烙印を連想させる刑罰が科されていたのは事実であった。

## 2. *Measure for Measure* における “Carting”

近代初期イングランドで行われていた公開処罰 (public punishment) については、cucking (懲罰椅子による処罰)、carting (引き回し)、skimmington (嘲笑行列) が知られている。この観点からシェイクスピア劇を読み解く試みはすでになされている。たとえば、『じゃじゃ馬ならし』(*The Taming of the Shrew*) (1594) においてはカタリーナというじゃじゃ馬が馴致されるが、その馴らし方は見せしめの懲罰の側面をもっていて、これが当時の public shaming の儀式とのパラレルをなすのだという指摘がある。<sup>15</sup> Gary Schneider が指摘するように、次のカタリーナの台詞は、彼女がペトルーキオによって「公の辱め」を受けると恐れていることを示している。<sup>16</sup>

**Kath.** No shame but mine. I must forsooth be forc'd

13 Gibson, *Kent*, vol. 2, p. 507.

14 Standish Henning, 'Branding Harlots on the Brow', *Shakespeare Quarterly*, 51. 1. (2000), 86-89参照。

To give my hand, oppos'd against my heart  
 Unto a mad-brain rudesby, full of spleen,  
 Who woo'd in haste, and means to wed at leisure.  
 I told you, I, he was a frantic fool,  
 Hiding his bitter jests in blunt behavior;  
 And to be noted for a merry man,  
 He'll woo a thousand, 'point the day of marriage,  
 Make friends, invite, and proclaim the banes,  
 Yet never means to wed where he hath woo'd.  
 Now must the world point at poor Katherine,  
 And say, "Lo, there is mad Petruchio's wife,  
 If it would please him come and marry her!" (*Shrew*, 3. 2. 8-20)<sup>17</sup>

『尺には尺を』においても、公の場で辱めを受ける人物が登場する。『じゃじゃ馬ならし』における shaming はシェイクスピア時代の公開処罰に通じるといっても比喩的なレベルだが、『尺には尺を』の shaming はほとんど文字通りの公開処罰である。上にケント州の資料を引いて、whoredom として断罪される売春、不品行とその公開処罰がどのような

- 
- 15 Gary Schneider, 'The Public, the Private, and the Shaming of the Shrew', *Studies in English Literature, 1500-1900*, 42. 2 (2002), 235-58 (pp. 236, 238, 243). Karen Newman は、サフォーク州 Wetherden における1604年の Plough Monday の「スキミントン」と『じゃじゃ馬ならし』とのアナロジーを指摘している。この「スキミントン」において村人たちは、酔った夫を酔いどれ犬呼ばわりし、暴力を振るった妻を、妻に打擲された夫とともに、仮装仕立てにして嘲弄した。辱めを受けた夫婦は、村を去ったという。Newman は、『じゃじゃ馬ならし』はじゃじゃ馬（不従順な妻）を辱め服従させるという共同体幻想を演劇的に実現したものと解釈してもよいだろうと言う。Karen Newman, *Fashioning Femininity and English Renaissance Drama* (Chicago: University of Chicago Press, 1991) の第3章 'Renaissance Family Politics and Shakespeare's *Taming of the Shrew*' (pp. 33-50)、特に pp. 35-39参照。
- 16 Schneider, 'Shaming of the Shrew', 241-42. 『終わりよければすべてよし』(*All's Well That Ends Well*) の終幕、パートラムはヘレナが仕掛けたいわば罠に見事にはまり、国王ほか一同の面前で醜行を暴かれる。これも一種の public shaming と言える。
- 17 シェイクスピア作品からの引用は全て、G. Blakemore Evans, gen. ed., *The Riverside Shakespeare* (Boston: Houghton Mifflin Company, 1974) による。

ものであったかを紹介したが、この芝居はほとんど文字通りの意味において、婚姻外性行為者を carting する芝居だと言える。『尺には尺を』の罪人たちは、荷車 (cart) でウィーンの町を引き回されるわけではない。しかし『尺には尺を』の性的不品行者たちは、カンタベリーやドーヴァーの性犯罪者と同じく、婚姻外性行為によりさらし者になる、つまり公的に辱められるのである。

*Enter Provost, Claudio, Juliet, Officers.*

**Claud.** Fellow, why dost thou show me thus to th' world?

Bear me to prison, where I am committed.

**Prov.** I do it not in evil disposition,

But from Lord Angelo by special charge. (*Measure*, 1. 2. 116-19)

ここで注目すべきは、クロードイオとともに引き回されるジュリエットが妊娠しているということである。ドーヴァーで婚姻外性行為の罪で引き回された女性たちは妊娠し出産していたが、妊娠・出産が不貞行為のまぎれもない証拠として断罪された。不貞行為、その証拠としての妊娠・出産、そして引き回しの刑——処罰法に違いはあるが、罪と罰の形式は基本的に一致している。

これより前の場面（2幕1場）で、警吏のエルボーがぼん引きのポンピーと客のフロスを連行し、ウィーン統治の全権を委任された公爵代理のアンジェロに、二人が妻を侮辱したと告発する。状況はやや曖昧だが、妊娠したエルボーの妻が“stewed prunes”を求めて、オーヴァダンの経営する怪しげな浴場 (hot-house) を訪れたという。そこでポンピーがフロスにエルボーの妻を私娼として取り持とうとしたようである。オーヴァダンは郊外の店が取り壊されてこの浴場を開いたようだが、この店は、先に紹介したドーヴァーの赤獅子亭のような店である。この2幕1場にはまた、エルボーが妻と婚前交渉をしていたとほめかすポンピーと、それを必死に否定しようとするエルボーとの滑稽なやりとりがあるが、婚姻外性行為による私生児の出産を避けようとしてエルボーは結婚したのかもしれない。『尺には尺を』のウィーンにおいて私生児の出産は、シェイクスピア時代のドーヴァーやストラットフォードと同じく、社会的懲罰の対象であったのである。

『尺には尺を』の終幕において、アンジェロの悪行が暴かれる。マリアナは、公爵（この時点ではまだ修道僧に変装しているが）の前に進み出て言う。

But Tuesday night last gone, in's garden-house,  
He knew me as a wife. (*Measure*, 5. 1. 229-30)

アンジェロは私を知った——つまりアンジェロは、ドーヴァーのウィンター氏がグリッセルの身体を知ったように、マリアナの肉体を知ったのである。グリッセルは婚姻外交渉をもったがために公開処罰を受けるが、アンジェロも同じである。アンジェロは不品行を暴かれて公に辱められるのである。もっともアンジェロの場合は public shaming という罰は受けるものの、マリアナとの結婚によって、その罪は消去される。アンジェロの婚姻外性行為は、おそらくエルボーのそれと同じように、結婚によって、『尺には尺を』のウィーンが、あるいはシェイクスピア時代のイングランドがよしとする社会秩序に回収されるのである。

アンジェロの不行跡に裁定をくださった公爵は、ルーシオに言う。

**Duke.** Whipt first, sir, and hang'd after. Proclaim it,  
Provost, round about the city,  
If any woman wrong'd by this lewd fellow  
(As I have heard him swear himself there's one  
Whom he begot with child), let her appear,  
And he shall marry her. The nuptial finish'd,  
Let him be whipt and hang'd. (*Measure*, 5. 1. 507-13)

ルーシオもまた public shaming の罰を受けると言える。ここで注目したいのは、ルーシオがある女性を妊娠させたというくだりである。ドーヴァーの記録にもあったように、女性の婚姻外性行為の紛れもない証拠としての妊娠が重要なのである。

では、私生児を身ごもったわけではなく、にもかかわらず引き回しの刑に処せられたグリッセルの場合はどう解釈すればよいのだろうか。港町ドーヴァー、そしてシェイクスピアの劇団の本拠があった大都市ロン

ドンには、売春を生業とする女性たちが多くいただろうと思われる。しかし実際に処罰されるのはおそらく、その中でも有徴（しるしをもった）女性たちだったのであろう。つまり処罰されるのは婚姻外性行為により妊娠した女性、あるいは他所からやってきた女性、平たく言えば、人目を引く女性たちであり、そういう女性の相手をした男性だった。

シェイクスピアの芝居には、『終わりよければすべてよし』のヘレナや『尺には尺を』のジュリエットのように、婚外交渉により妊娠する女性が登場する。彼らはしかし、婚姻外性行為ゆえに告発されたドーヴァーの女性たちとは異なり、「娼婦」の烙印を押されることはない。彼らは、結婚によって罰を免じられるのである。

『尺には尺を』は、周知のように、George Whetstone の『プロモスとカサンドラ』(*Promos and Cassandra*) (1578) を主要材源の一つとしている。<sup>18</sup> 『尺には尺を』のストーリーのかなりの部分がこの『プロモスとカサンドラ』に負っているのは間違いない。また従来から指摘されていることだが、両劇はシェイクスピア時代の人々にとって同時代的な意義をもった芝居であった。<sup>19</sup> 本稿の主題との関連で言えば、当時は道徳的な退廃がはびこっていた、あるいはそう考える人が有力市民に多かったという社会的な文脈が、両芝居の背景としてあった。『プロモスとカサンドラ』では実際、『尺には尺を』のポンピーやオーヴァダンに当たる人物 (Rosko, Lamia) が carting (市中引き回し) や鞭打ちの刑に処せられる話が出てくる。これは、同時代的な罪と罰の光景であった。

現実のシェイクスピア時代には売春宿があり、当然姦淫を行う者もいた。現実に処罰されたのはおそらく、彼らの一部である。性的な逸脱行為が当時は、容認あるいは黙認されていたとも言える。そういう状況に鑑みれば、姦淫を死刑に処するという『尺には尺を』の世界はかなり極端な世界である。しかし本稿で紹介した REED 資料の記録からも明らかなように、決して架空の出来事ではなかった。その記録はまた、性的逸脱行為がすべて処罰されるわけではなく、許容範囲を超えて逸脱すれば公開処罰の対象となったことを示している。そのように処罰されるかされ

18 『尺には尺を』の材源については、J. W. Lever, 'Introduction', in *Measure for Measure*, Arden Shakespeare, ed. by J. W. Lever (London: Methuen, 1965), pp. xxxv-lv 参照。

19 Lever, 'Introduction', p. lxxv.

ないかの岐路となったのが、たとえば婚姻外性行為という逸脱行為が可視化される妊娠であった。シェイクスピアは、『尺には尺を』において、婚外交渉の結果としてあやうく売笑婦の烙印を押されそうになる女性たちを舞台に登場させたが、そのような芝居の成立に与って力あったのが、ドーヴァーの資料に端的に現れているような、婚姻外性行為を少なくとも建前において強く忌避する当時の社会的文化であったのである。